

東大阪市地域防災計画及び国民保護計画の一部改正（案）に係る
パブリックコメントで寄せられた意見とそれに対する本市の考え

意見番号	ご意見の概要	本市の考え方
1	<p>【国民保護計画】</p> <p>第2編 武力攻撃事態等への対処 避難所の管理運営にあたっての留意事項として、「(エ) 要配慮者への配慮」の中で手話通訳者の確保が挙げられておりますが、東大阪市において武力攻撃事態等や緊急対処事態が発生した場合、どのようにして手話通訳者を確保されるのでしょうか。現在、検討されている依頼先や確保手段等がありましたら、ご教示ください。</p> <p>第3編 平素からの備え 住民に対する広報・啓発の中で、要配慮者への配慮として、点字や外国語を使用した広報媒体を使用することが計画されておりますが、手話・字幕入りの広報媒体も必要です。是非とも計画に明記ください。</p> <p>要配慮者、避難行動要支援者の避難誘導のうち、在宅者に対して、近隣住民の協力を得ながら地域で避難行動要支援者の避難を支援する仕組みづくりを進めることになっておりますが、仕組みを作るためには、当事者と間の意思疎通手段が確保されていることが必要となります。そのため、聴覚障害者に関しては、手話通訳者等を用意したうえで行うことを徹底するよう、計画に明記ください。</p>	<p>武力攻撃事態等発生時における避難所開設等の各救援は大阪府と連携して行うため、大阪府と連携して確保してまいります。</p> <p>東大阪市国民保護計画には障害者も含まれる要配慮者及び避難行動要支援者に係る全体的な考え方を示しております。 大阪府・各支援団体・関係市部局等と連携を図りながらご提案いただいた内容を踏まえた取り組みを推進してまいります。</p>
	<p>【地域防災計画】</p> <p>第2編 災害予防対策編【共通】 第2章 災害に即応できるひとづくり 第1節 防災知識普及計画 「市民に対する防災知識の普及」の「(1) 普及させるべき防災知識の内容」の中に、「コ. 要配慮者対策」として障害者が挙がっておりますが、どのような方がどのような内容の知識を普及させるのかが明確ではありません。また、災害時に障害者の立場からどのような対応を望むのかは、障害の種類により異なると考えられます。 また、「(2) 防災知識普及の手法」として、「カ. 講演会・講習会・展示会の開催及び防災教室の開催」、「キ. 研究会、検討会の開催」が挙がっております。そこで、これらを勘案し、障害者と市、市民が一同に会し、相互に内容を確認するようにはいかかでしょうか。また、要配慮者のうち、一部の方の情報が民生委員、校区福祉委員などに提供されていると思いますが、そのような情報をお持ちの方が集まる場で、研修の一環として障害者への対応をテーマとした勉強会を開催することも検討されてはいかがでしょうか。</p>	<p>東大阪市地域防災計画には障害者も含まれる要配慮者及び避難行動要支援者に係る全体的な考え方を示しております。要配慮者及び避難行動要支援者に対する情報伝達の方法など細目的な支援については、東大阪市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画において記載し、要配慮者及び避難行動要支援者への支援策を各支援団体・関係市部局等に示してまいります。 また、いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。 なお、大阪府において毎年実施されている自主防災組織リーダー育成研修にて、令和4年度には、「みんなで助かるために！」と題し、福祉と防災とコミュニティをテーマに研修を行ってまいります。</p>
	<p>「(2) 防災知識普及の手法」の中で「イ. 防災マップ・チラシ・ポスターの利用」が挙げられております。聴覚障害者の場合、文章の理解が困難な方も多く、図解入りのものが有効と思われます。こうした事情を踏まえ、聴覚障害者専用のパンフレット・マニュアルを作成されてはいかがでしょうか。先行事例として、静岡県、兵庫県、茨城県、中津川市、山梨市、呉市、蒲郡市などの取り組みが参考になると思われます。 「第3章 災害に強いシステムづくり」第3節 要配慮者配慮計画」の中で、要配慮者への防災情報の提供が計画されておりますが、要配慮者登録をしていない聴覚障害者も多いことから、その必要性は高いと考えられます。</p>	<p>東大阪市地域防災計画には障害者も含まれる要配慮者及び避難行動要支援者に係る全体的な考え方を示しております。要配慮者及び避難行動要支援者に対する情報伝達の方法など細目的な支援については、東大阪市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画において記載し、要配慮者及び避難行動要支援者への支援策を各支援団体・関係市部局等に示してまいります。 また、いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。防災ネットワーク設立のための会合については、引き続き参加させていただきます。</p>
	<p>「ウ. DVD、映像データ等の利用」に関して、聴覚障害者に対しては映像の活用が効果的ですが、解説等が音声のみですと意味がありませんので、手話で内容を説明し、併せて字幕を挿入したのもも作成・整備することも計画に明記ください。</p>	
	<p>「キ. 研究会、検討会の開催」に関して、災害時における要配慮者への支援体制、及び平素時からの啓発について、現状では何も方策がないことから、これら取り組みが遅れている分野に関する方策を官民合同で研究する場の創設も計画に盛り込んでください。この場合、当事者の参画が必要不可欠となりますが、身体障害者の場合は、肢体、視覚、聴覚別に当事者が参画することを必須としてください。また、聴覚障害者の場合、現在防災ネットワーク設立のための会合が開催され、障害者支援室、及び危機管理室の方にご参加いただいておりますが、これを継続させてください。</p>	
	<p>「ケ. ケーブルテレビ、市ウェブサイト、SNS等の活用」に関して、市がケーブルテレビにて広報する場合、普段からして手話や字幕がつかず、内容が聴覚障害者には分からないものとなっておりますので、防災知識普及に関する内容だけでも手話で内容を説明し、併せて字幕を挿入した動画とするようにしてください。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、関係部局と共有し、適切な広報ができるよう努めてまいります。</p>
	<p>第2章 災害に即応できるひとづくり 第2節 防災訓練計画 訓練の実施にあたり、要配慮者の参加が盛り込まれることになっており、また「2. 機能別訓練及び訓練項目」の中で要配慮者防災訓練が行われることになっておりますが、そのような訓練の案内を見かけることはありません。また、訓練にあたっては、関係機関と当事者団体が緊密に連携、及び協力し合うことが望ましいことから、まずはこれらで実施に向けた協議を行う場を設けることを計画に盛り込んでください。</p>	<p>東大阪市地域防災計画には障害者も含まれる要配慮者及び避難行動要支援者に係る全体的な考え方を示しております。 計画へ明記することについては、下位の計画やマニュアル等に規定していくものと考えております。</p>

東大阪市地域防災計画及び国民保護計画の一部改正（案）に係る
パブリックコメントで寄せられた意見とそれに対する本市の考え

意見番号	ご意見の概要	本市の考え方
1	<p>同章 第3節 自主防災体制整備計画</p> <p>「第3節 自主防災体制整備計画」の中の「第1 自主防災組織の育成」で女性の参画の促進に努めることになっておりますが、障害者の参画が抜けております。また、「1. 自主防災組織の活動内容」の中で、「(1) 平常時の活動」として要配慮者の把握が、「(2) 災害時の活動」として要配慮者への援助などが、それぞれ挙げられておりますが、把握と災害時の援助のためには当事者の参画が必要にして不可欠と考えられることから、障害者の参画も積極的に促進すべきではないでしょうか。</p>	<p>東大阪市地域防災計画には自主防災体制の整備に係る全体的な考え方を示しております。</p> <p>また、いただいたご意見につきましては、適切な支援ができるよう今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>「2. 自主防災組織の育成方法」の中で、「(3) 防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）」が計画されているようですが、聴覚障害者が参加を希望する場合、手話通訳者、要約筆記者の用意など、その場で内容を視覚的手段でも提供できるような環境を整備してください。</p>	
	<p>「(3) 防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）」の一環として、他市のように防災士の資格取得にあたり、費用の一部、もしくは全額の助成を行ってはいかがでしょうか。また、東大阪市でも防災士の養成研修を実施してはいかがでしょうか。</p>	<p>資格の取得を公費で助成することは、その資格が必要不可欠、資格取得によってその方がある程度の任務に拘束するなど、いくつかの条件が必要となると考えられます。「地域の継続的な防災力の確保」といった観点から、議論をしております。また、防災士の養成研修については大阪府で実施されているため、本市での実施予定は現在のところありません。</p>
	<p>第3章 災害に強いシステムづくり 第2節 緊急情報収集伝達計画</p> <p>「第6 災害広報体制の整備」の中の「4. 災害時の広聴体制の整備」により、相談窓口では専用の電話やファクシミリ、メールによる受付が行われるようですが、チャット・ビデオ通話も加えていただければ、聴覚障害者を含めた市民にとって利便性が高まります。是非加えてください。</p>	<p>貴重なご意見として受け止め、適切な支援ができるよう今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>同章 第3節 要配慮者配慮計画</p> <p>「3. 在宅の高齢者、障害者等の要配慮者対策」として、「(1) 避難行動要支援者の把握と名簿管理」が挙げられておりますが、聴覚障害者に対しては、現状では名簿に記載されるだけで特段の対策が講じられているようには見受けられません。また、名簿情報を避難支援等関係者へ提供するとどうなるのか、避難支援等関係者となる方はどなたなのかといったことについて理解が進んでおらず、これが名簿情報を避難支援等関係者へ提供することへの同意率が低い結果となっていると思われます。そのため、Net119の説明会のように、聴覚障害者を対象として説明を行い、その場で名簿登録情報の避難支援等関係者へ提供について同意を得るような説明会を開催することを計画に盛り込んでください。</p>	<p>東大阪市地域防災計画には障害者も含まれる要配慮者及び避難行動要支援者に係る全体的な考え方を示しております。</p> <p>計画へ明記することについては、下位の計画やマニュアル等に規定していくものと考えております。</p> <p>また、個別避難計画の作成については今後も引き続き取り組みを推進してまいります。</p>
	<p>「(2) 個別避難計画の作成と管理」で個別避難計画を作成することになっておりますが、東大阪市においては、策定が遅々として進んでおりません。これを推進させること、及びその旨の記載が必要と考えます。</p>	
	<p>「(4) 情報連絡手段の整備」の中で、聴覚障害者に対しては、日常生活用具の給付を通じて情報伝達手段の整備を進めることになっておりますが、メールやチャット、ビデオ通話による情報伝達も整備対象に加えてください。</p>	<p>貴重なご意見として受け止め、適切な支援ができるよう今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>「(6) 避難収容対策」の中の「ウ. 指定避難所の福祉的整備」では、障害の種類等をタグにより識別する計画となっているようですが、タグでは受け取った人がポケットに入れた場合や、遠くにいる場合、識別できずに必要な支援が受けられない等問題があります。そのため、ポケットに入ることなく、かつ遠くや夜間でも認識できる反射材付きのベストの類が望ましいと考えますが、タグに代えて整備することを盛り込んではいかがでしょうか。</p>	
	<p>「(6) 避難収容対策」の中の「ウ. 指定避難所の福祉的整備」の「(7) 指定避難所の整備」では、聴覚障害者に対する情報提供手段の整備に全く触れられておりません。各リージョンに1か所程度、聴覚障害者のうち、希望者を集めて収容する避難所を指定し、そこに聴覚障害者用情報受信装置（アイ・ドラゴン4）や音声認識アプリをインストールしたタブレット、筆談器を配備することも計画に盛り込んでください。</p>	<p>東大阪市地域防災計画には障害者も含まれる要配慮者及び避難行動要支援者に係る全体的な考え方を示しております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、適切な支援ができるよう今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>「(7) 防災情報の提供」では、要配慮者向けに防災リーフレット等の配布が計画されておりますが、聴覚障害者に配慮し、イラスト・図版を多用して視覚的に理解しやすいものとすることを検討してください。</p>	<p>貴重なご意見として受け止め、適切な支援ができるよう今後の参考とさせていただきます。</p>

東大阪市地域防災計画及び国民保護計画の一部改正（案）に係る
パブリックコメントで寄せられた意見とそれに対する本市の考え

意見番号	ご意見の概要	本市の考え方
1	<p>第3章 災害に強いシステムづくり 第7節 避難体制の整備計画</p> <p>「(4) 要配慮者の避難」では、避難所の中に要配慮者のための避難場所を区分して設けることになっておりますが、普段から手話で会話を行っている聴覚障害者の場合、手話による会話が確保されることがフレイル防止のためにも必要となります。そのため、こうした聴覚障害者が集まれる避難所を各リージョンに1か所程度設けることも計画に盛り込んでください。</p> <p>「8. 福祉避難所の選定・指定・整備」では、福祉避難所を確保することになっておりますが、受け入れ対象者を聴覚障害者とする避難所を指定することも計画に盛り込んでください。</p>	<p>東大阪市地域防災計画には障害者も含まれる要配慮者及び避難行動要支援者に係る全体的な考え方を示しております。</p> <p>特別な配慮を必要とする方を受け入れる施設として開設する福祉避難所において、避難して来られた方すべてに適切な支援ができるように体制づくりに努めてまいります。</p>
	<p>同章 第8節 災害時の基本生活環境の整備計画</p> <p>「3. その他の物資の確保」では、確保する物資として、「(15) 電話機（特設公衆電話用）」の記載がありますが、この中には聴覚障害者の利用も想定し、FAXも含めてください。</p>	<p>特設公衆電話用電話機につきましては、西日本電信電話株式会社との協定に基づき設置されたものです。いただいたご意見につきましては、適切な支援が行えるよう今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>第3編 地震災害対策編</p> <p>第1章 初動期の活動 第4節 本部中枢の動き</p> <p>「(4) 市民からの問い合わせに対する対応」では、専用電話・ファクシミリが設置され、専用メールアドレスが設定されるようですが、聴覚障害者が利用できる通信手段を拡大するため、チャット・ビデオ通話も是非加えてください。</p>	<p>貴重なご意見として受け止め、適切な支援ができるよう今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>第2章 応急復旧期の活動 第5節 指定避難所の運営等</p> <p>「6. 指定避難所の福祉的配慮」では、避難が長期化する場合の要配慮者への配慮について記載がありますが、普段から手話で会話を行っている聴覚障害者の場合、避難が長期化し、手話による会話ができない状態が継続すると、高齢者ではなくともフレイルに陥る可能性が高くなります。そのため、こうした聴覚障害者が集まれる避難所を各リージョンに1か所程度設け、順次そこに移転させ、手話による会話ができる環境を保障し、安心して生活できる体制とすることも計画に盛り込んでください。</p>	<p>東大阪市地域防災計画には障害者も含まれる要配慮者及び避難行動要支援者に係る全体的な考え方を示しております。</p> <p>特別な配慮を必要とする方を受け入れる施設として開設する福祉避難所において、避難して来られた方すべてに適切な支援ができるように体制づくりに努めてまいります。</p>
	<p>同章 第7節 福祉活動等</p> <p>「第1 要配慮者の被災状況等の把握」に関して、聴覚障害者の被災状況や福祉ニーズの把握、支援活動を適切に行うためには、手話通訳者の配置等コミュニケーションを保障する手段の確保が必要にして不可欠です。原則として、聴覚障害者に対してはコミュニケーション手段を確保してから福祉活動を行う旨、計画に明記ください。</p> <p>（第4編 風水害対策編 第2章 災害発生後の活動 第16節 福祉活動等においても同じ）</p>	<p>東大阪市地域防災計画には障害者も含まれる要配慮者及び避難行動要支援者に係る全体的な考え方を示しております。</p> <p>また、いただいたご意見につきましては、適切な支援ができるよう今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>第6編 原子力災害対策編</p> <p>第2章 災害応急対策 第7節 災害広報</p> <p>「第3 広聴」で専用電話及び専用ファクシミリが設置されるようですが、広く聴覚障害者にも連絡可能となるよう、専用メールアドレスの設定、及びチャット・ビデオ通話も加えてください。</p>	<p>貴重なご意見として受け止め、適切な支援ができるよう今後の参考とさせていただきます。</p>